

社会保険 とっとり

vol.610

2022
2

今月の記事

- 従業員が産前産後休業や育児休業を取得したときの手続き
- 定期健診には協会けんぽの生活習慣病予防健診がお得!
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第93回 ～糖尿病とスティグマ～
- 契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内




FUKUDA

ふきのとう

色紙画 淡彩

(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ



従業員が産前産後休業や 育児休業を取得したときの 手続き

従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が産前産後休業や育児休業を取得したときには、次の手続きをすることができます。



産前産後休業を取得したときの手続き

提出書類

健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届

添付書類

なし

概要および留意事項

- ① 産前産後休業期間（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）中の健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者・事業主両方の負担が免除されます。
- ② 申出書の提出にあたり、産前産後休業期間における給与が有給・無給であるかは問いません。
- ③ 申出書は、産前産後休業期間中に提出してください。
- ④ 保険料の負担が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の属する月の前月（産前産後休業終了予定日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）までです。
免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。
- ⑤ 出産とは、妊娠85日（4か月）以降の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。
- ⑥ 被保険者が産前産後休業期間を変更したとき、または産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、速やかに「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出してください。
- ⑦ 事業主等であっても、被保険者であれば産前産後休業中の保険料免除を受けられます。



育児休業を取得・延長したときの手続き

提出書類

健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届

添付書類

なし

概要および留意事項

- ① 育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等(育児休業および育児休業に準ずる休業)期間について、被保険者は事業主へ申出を行い、事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出します。
- ② 申出により、健康保険・厚生年金保険の保険料は被保険者・事業主両方の負担が免除されます。
- ③ この申出は、被保険者が次のア～エの育児休業等を取得する度に、事業主が手続きします。なお、この申出は、現に申出に係る休業をしている間に提出してください。
 - ア 1歳に満たない子を養育するための育児休業
 - イ 保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6か月に達する日までの育児休業
 - ウ 保育所待機等特別な事情がある場合の2歳に達する日までの育児休業
 - エ 1歳(上記イの場合は1歳6か月、上記ウの場合は2歳)から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業
- ④ 保険料の負担が免除される期間は、育児休業等開始月から終了予定日の翌日の属する月の前月(育児休業終了日が月の末日の場合は育児休業終了月)までです。免除期間中も被保険者資格に変更はなく、保険給付には育児休業等取得直前の標準報酬月額が用いられます。
- ⑤ 被保険者の育児休業期間が予定日前に終了した場合、事業主は「育児休業等取得者終了届」を提出してください。
- ⑥ 通常、事業主等は労働者にあらず、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等を取得できないため当該申出は行えません。

詳しくは、日本年金機構のホームページ
(<https://www.nenkin.go.jp/>)を
ご確認いただくか、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。



ご相談・
お問合せ先

鳥取年金事務所
鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所
倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所
米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

定期健診には協会けんぽの生活習慣病予防健診がお得!

Q 従業員に定期健診を実施しようと思いますが、協会けんぽから補助は受けられますか?

A 協会けんぽに加入の**35歳以上の被保険者の方**は、生活習慣病予防健診をご利用いただくことで、健診の補助が受けられます。本来なら18,000円程度かかる健診が、**協会けんぽの補助により約7,000円とお安く受診していただけます**。また、**肺・胃・大腸等のがん検診が含まれており、充実した内容となっています**。定期健診には生活習慣病予防健診をぜひご利用ください。

協会けんぽに加入の35歳以上の方対象 **生活習慣病予防健診**

検査項目 定期健診の代わりにして受診でき、さらになんか検診も含んでいます!

労働安全衛生法上の 定期健診項目



血液検査や尿検査、心電図、問診など。肺がん検診(胸部X線検査)も含まれています。



各種がん検診

(胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診)



胃がん検診(胃X線検査)

胃がんはがん死亡原因の第3位。初期症状に乏しく、50歳代から急増します。早期治療でほとんどが治ります。



大腸がん検診(便潜血反応検査)

日本で一番罹患率が高いのが大腸がん。治りやすいがんですが、進行してから発見されることも多く、女性のがん死亡原因の第1位となっています。



女性も安心! 乳がん・子宮頸がん検診※

女性が最もかかりやすい乳がん。若い女性にも多い子宮頸がん。定期的に検診を受診すると安心です。

※偶数年齢の女性対象(乳がん検診は40歳以上)。別途費用がかかります(補助あり)。

健診費用 協会けんぽからの費用補助により半額以下!

約18,000円相当の健診が **7,169円** で受診できます! (年度内1回限り) **約60%OFF**

申込方法 お手続きは簡単! 健診機関に受診日を予約するだけ!

Step1 健診機関に予約

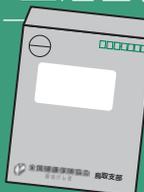
電話などで健診機関に受診日の予約を行ってください(生活習慣病予防健診が受診できる健診機関は、協会けんぽ鳥取支部のHPにて確認いただけます)。



Step2 健診を受診

協会けんぽの補助を引いた額でお支払いが済みます!

令和4年度の 生活習慣病予防健診について



令和4年4月以降は令和4年度の健診になります。令和4年3月下旬頃に健診のご案内(健診対象者の一覧表)を事業所様にお送りいたします。

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 保健グループ

☎ 0857-25-0054

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

すべての申請書は郵送で提出してください。

↓各種申請書はこちらからダウンロードできます!

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>





第93回 糖尿病とスティグマ

スティグマという言葉を知ったことがあるだろうか。烙印という意味で、もともとキリストが磔になったときの傷跡、あるいは奴隷に押された焼印に由来する。病気の多くは、このスティグマとされ、差別や偏見の対象となってきた。たとえば、ハンセン病はらい菌による感染症で、手指や顔が変形するため、古来から強いスティグマの対象となり差別されてきた。映画「砂の器」では、昭和初期のハンセン病への世間の偏見が痛いほど伝わってくる。じつはこのスティグマは、糖尿病のように、もっと一般的な病気にも投影される。

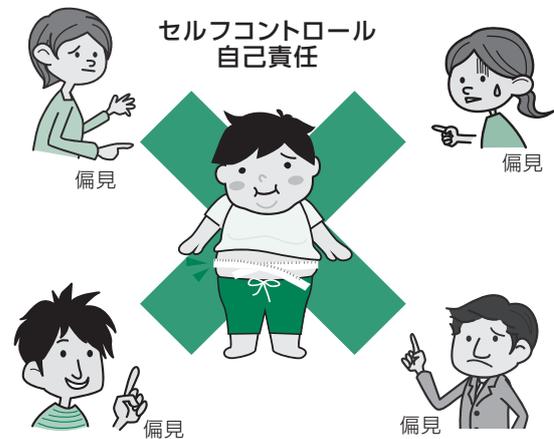
▼糖尿病という病い

糖尿病は生活習慣病のひとつで、食生活の欧米化、車社会で歩かなくなったのと並行するように、患者数が増加している。日本の糖尿病患者は1000万人以上と考えられる。糖尿病のコントロールは食事や運動に影響されるため、自己管理が治療のかなめとなる。そして、この点がスティグマに繋がるメタファー（隠喩）を生み出してしまふ。つまり、糖尿病になるのは、生活の管理ができない、意志の弱い怠け者だから、といった偏った見方である。医師は治療のために食事管理を強く促す。その結果、糖尿病が自己管理（セルフコントロール）の病いであることを、患者に繰り返し植え付けることにもなる。医療人類学者の浮ヶ谷幸代は、その著書「病気だけど病気ではない」で、糖尿病という病いを分析している。糖尿病は自分を厳しく律すれば良くなる病気であり、病気が良ならないのは本人の責任だという一面的なとらえ方をされやすい。この背景には、個人の自立が尊ばれ、社会に役立ち機能することこそ意義がある、という近代特有の暗黙の価値観があるという。浮ヶ谷はこれを「セルフコントロールの神話」と呼ぶ。

▼スティグマに向き合う

スティグマにはあからさまな職業や結婚差別を伴うものと、患者自身がスティグマを取り込んで内面化する場合がある。この内面化とは、患者自身が糖尿病のために、自分を卑下したり、不当な扱いを受けても甘

んじて受け入れてしまう傾向である。冷静にみれば、糖尿病になったこと、糖尿病のコントロールがうまくいかないのは、社会の変化に伴うストレスや家族・職場条件など、個人の努力だけではどうにもならないことも大いに関係している。だが、セルフコントロールの神話を信じる限り、糖尿病への偏見は消えない。糖尿病のスティグマを作り出しているのは、あまりにも個人の自立と責任を重んじすぎる近代の文化傾向かもしれない。糖尿病についての正しい知識、そしてスティグマを作り出しているのは私たち自身であることに気づくこと、が大切である。自己責任ばかり問う社会は、貧しい世界だ。豊かさとは、相手をありのままに見ること、スティグマに振り回されないこと、そこから始まるのではなかろうか。



鳥取大学医学部
地域医療学講座
教授

谷口 晋一
(たにぐち しんいち)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内

鳥取県社会保険協会では、会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります。)の被保険者とその被扶養者が契約保養施設を利用した場合、宿泊料等の一部補助及び優待利用を行っています。

詳細につきましては、当協会ホームページ内の「契約保養施設利用補助」及び「契約保養施設優待利用」をご覧ください。



優待利用施設

施設名	所在地	電話番号
氷ノ山高原の宿 氷太くん	鳥取県八頭郡若桜町つくよね	0858-82-1111
国民宿舎 ブランナールみささ	鳥取県東伯郡三朝町三朝	0858-43-2211
鳥取県市町村職員共済組合 溪泉閣	鳥取県東伯郡三朝町山田	0858-43-0828
国民宿舎 水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭	0858-32-0411
ホテル大山しろがね	鳥取県西伯郡大山町大山	0859-52-2211
緑水園	鳥取県西伯郡南部町下中谷	0859-66-5111
但馬牧場公園まきばの宿	兵庫県美方郡新温泉町丹土	0796-92-1005

※宿泊利用者1人につき1,500円を補助(1年度に1事業所10名以内)。
利用申込書はホームページの「契約保養施設利用料補助」から印刷してください。

利用料補助施設

- 船員保険会【4施設】
- ホテル法華クラブグループ【19施設】
- 高輪・品川プリンスホテルグループ【4施設】
- HMIホテルグループ【42施設】
- クア・アンド・ホテルグループ【4施設】
- その他【宿泊施設10施設・日帰り施設6施設】
- 湯快リゾートグループ【30施設】
- ダイワロイヤルホテル【25施設】
- かんぽの宿【34施設】
- プリンスホテルご優待プラン
(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)

※施設により優待内容、利用方法等が相違します。「施設利用会員証」の交付が必要です。
交付申請書はホームページの「契約保養施設優待利用」から印刷してください。